

05201
秋田県
秋田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員			
(全域) 新增設 ※地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 製造業等 1億円超 うち農林漁業関連業種関連の場合 5,000万円超	—	課税免除	固定資産税 (家屋(構築物含む)・土地)	3年間
(河辺地区) 新增設 R9.3.31 までの取得 製造業 ・資本金 5,000万円以下 500万円以上 ・〃 5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 ・〃 1億円超 2,000万円以上 情報サービス業等 500万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
特定業務施設(本社機能)の東京23区内からの移転または地方にある本社機能の拡充 ※地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者	10人以上(中小企業は5人以上)増加	不均一課税 ※適用税率 ①移転型 1年目 0.14% 2年目 0.35% 3年目 0.7% ②拡充型 1年目 0.14% 2年目 0.467% 3年目 0.933%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
秋田市商工業振興条例	S42.6 (改正 R2.4)	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・卸売商業施設・貿易関連施設・流通関連施設の新增設 1.市外企業 <ul style="list-style-type: none"> ①投資額 5,000万円超 新規雇用 5人以上 ②投資額 5,000万円+(5人-新規雇用者数)×1,000万円超 ※1/2以上地元発注 新規雇用 3人以上4人以下 2.市内企業(市内で1年以上事業を行っている場合) <ul style="list-style-type: none"> ①投資額 3,000万円超 新規雇用 3人以上 ②投資額 3,000万円+(3人-新規雇用者数)×1,000万円超 ※1/2以上地元発注 新規雇用 1人以上2人以下 ③投資額 5億円超 	<ul style="list-style-type: none"> ●操業促進助成金 <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額の3% ・地域未来投資促進法に基づく重点促進分野で新規雇用が10人以上の場合は投下固定資産総額の5% ・再生可能エネルギー関連もしくは脱炭素燃料の製造等に関する施設の新増設を行う場合は、投下固定資産総額の5% (家屋、償却資産、ソフトウェア) ・本市への本社機能等の移転を伴う新増設を行う場合、上記助成率に2%上乘せ ●用地取得助成金 <ul style="list-style-type: none"> ・市の工業団地等の用地取得価額の20~40% ●環境整備助成金 <ul style="list-style-type: none"> ・緑化・福利施設、公害防止施設、新エネルギー設備、省エネルギー設備の対象経費の50%

	<p>●情報通信関連事業所・特定サービス施設の新増設</p> <p>○ソフトウェア事業所</p> <p>○映像情報制作等事業所</p> <p>○専用通信回線を利用した顧客サービス事業に供する施設</p> <p>ア データセンター</p> <p>イ コールセンター</p> <p>ウ 事務センター</p> <p>エ マネージメント・サービスプロバイダ</p> <p>○特定サービス施設 技術サービス業、こん包業など、産業分類表から別途指定するもの</p> <p>1.市外企業</p> <p>①投資額 3,000 万円超 新規雇用 5人以上 ※新規雇用者数が5人から1人増加するごとに投資額 3,000 万円超を 50 万円ずつ緩和</p> <p>②投資額 3,000 万円+(5人-新規雇用者数)×600 万円超 ※1/2 以上地元発注 新規雇用 3人以上4人以下</p> <p>2.市内企業(市内で1年以上事業を行っている場合)</p> <p>①投資額 1,500 万円超 新規雇用 3人以上 ※新規雇用者数が3人から1人増加ごとに投資額 1,500 万円超を 50 万円ずつ緩和</p> <p>②投資額 1,500 万円+(3人-新規雇用者数)×500 万円超 ※1/2 以上地元発注 新規雇用 1人以上2人以下</p> <p>●研究施設(製造業)の新増設 投資額 5,000 万円超 (市内企業は 3,000 万円超)</p> <p>●協同組合等の集団化事業又は共同施設事業</p>	<p>・限度額 2,000 万円</p> <p>●雇用促進助成金 新規雇用者1人につき</p> <p>・正規雇用者 50 万円</p> <p>・非正規雇用者 10 万円</p> <p>・非正規雇用者から正規雇用者への転換者 25 万円</p>
	<p>市内企業競争力強化助成金(市内に本社があり3年以上事業を行っている場合)</p> <p>①投資額 1,000 万円超</p> <p>②新規雇用 2人以上</p> <p>※1/2 以上地元発注の場合は1人以上</p>	<p>●市内企業競争力強化助成金</p> <p>・1,000 万円まで 投資額×10%</p> <p>・1,000 万円超～2,000 万円まで 投資額×5%</p> <p>・2,000 万円超 投資額×3% (家屋、償却資産、ソフトウェア)</p> <p>★用地取得助成金、環境整備助成金、雇用促進助成金は上記内容を適用</p>
	<p>情報通信関連事業所、特定サービス施設の市街化区域に立地する建物に賃借で入居する新増設</p> <p>①新規雇用 5 人以上</p> <p>②賃借面積 65 m²以上 (中心市街地 面積要件なし)</p>	<p>●建物賃借助成金</p> <p>・オフィスビル等の賃借料 賃借料の 50%(中心市街地または商業地域)</p> <p>賃借料の 25%(上記以外の市街化区域) (操業開始から3カ年交付)</p>

			<ul style="list-style-type: none">・年間限度額 2,000 万円★環境整備助成金、雇用促進助成金は上記内容を適用
		○助成限度額 すべての助成金の総額 5億円	

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場、ソフトウェア事業所、卸売商業施設、製造等関連サービス事業所、研究施設 工場等を構成する家屋、償却資産のうち、事業の用に供されるもの、及び当該工場の敷地である土地(取得後1年以内に建設着手した場合) 3,000 万円以上	新規常用雇用者 3人以上 ※増設の場合	課税免除	固定資産税	5年間
再生可能エネルギー発電事業所 工場等を構成する家屋、償却資産のうち、事業の用に供されるもの、及び当該工場の敷地である土地(取得後1年以内に建設着手した場合)	新規常用雇用者 10人以上	減免 (1/2)	固定資産税	5年間
情報通信関連サービス事業所(コールセンター等) 工場等を構成する家屋、償却資産のうち、事業の用に供されるもの、及び当該工場の敷地である土地(取得後1年以内に建設着手した場合)	新規常勤雇用者 10人以上	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
能代市商工業振興促進条例	H18.3	○工場、ソフトウェア事業所、卸売商業施設、製造等関連サービス事業所、研究施設、再生可能エネルギー発電事業所 (R9.3.31 までに新增設・移設するもの) ①投下固定資産総額 3,000 万円超 ②新規常勤雇用者3人以上(再生可能エネルギー発電事業所は 10人以上)	用地取得助成金 ○能代工業団地、能代木材工業団地内に 3,000 ㎡以上の土地を取得し、3年以内に操業を開始した場合 ○取得価格の 25% ○限度額:2億円
			研究施設設置助成金 ○研究施設を新設等した場合 ○研究業務に必要な有形固定資産(建物、構築物並びに取得価格が 10 万円以上の機械、装置等)の購入に要する経費の 25% ○限度額:2億円
			雇用奨励金(3年間) ○市内に住所を有する新規常勤雇用者を1年間継続して雇用した場合 (1)新卒者又は市内転入者 30 万円 (2)短時間労働者及び雇用期間の定めのある者 10 万円 (3)前各号以外の者 20 万円 ○限度額:3,000 万円
		○情報通信関連サービス事業所(コールセンター等) (R9.3.31 までに新增設・移設するもの)	土地・建物賃借料助成金(3年間) ○土地又は建物を賃借により新設等した場合 ○土地又は建物の賃借料の合計額の 30% ○限度額:600 万円
			土地・建物・機械設備取得助成金 ○建物、機械設備又はその建物の敷地である土地を取得し、3年以内に操業を開始した場合 ○取得価格の 25%

		<p>①新規常勤雇用者 10 人以上</p>	<p>○限度額:1億円</p> <p>研修費助成金 ○新規常勤雇用者について、操業開始前の研修期間に賃金を支払った場合 ○賃金(諸手当を除く)の 50%</p> <p>土地・建物・機械設備賃借料助成金(3年間) ○事業の用に供する建物、機械設備又はその建物の敷地である土地を賃借した場合 ○賃借料の合計額の 30%</p> <p>雇用助成金(3年間) ○市内に住所を有する新規常勤雇用者を1年間継続して雇用した場合 (1)新卒者又は市内転入者 30 万円 (2)短時間労働者及び雇用期間の定めのある者 10 万円 (3)前各号以外の者 20 万円</p> <p>通信回線使用料助成金(3年間) ○電話料金、インターネット接続サービスの利用に係る経費、専用回線使用料 ○通信回線使用料の合計額の 10%</p> <p>*限度額:上記4制度合わせて1億円</p>
--	--	------------------------	---

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場の新増設(製造業、電気業のうち発電所、ガス業のうちガス製造工場、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及びその他の事業サービス業のうちコールセンター業並びに製造に関連する事業のうち特に市長が認めた事業) ・工業等の用に供する償却資産の取得価格 3,000 万円超	新規常勤雇用者数 新設の場合 5人 増設の場合 3人	課税免除	固定資産税	5年間
工場の新増設(製造業、電気業のうち発電所、ガス業のうちガス製造工場、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及びその他の事業サービス業のうちコールセンター業並びに製造に関連する事業のうち特に市長が認めた事業)	単年度新規常勤雇用者数 20 名			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
横手市企業立地促進奨励金交付要綱	H17.10	【下記2つの条件のうち、いずれかに該当する者】 ●条件1 ○工業等の用に供する償却資産の取得価格の合計が 3,000 万円を超えるもの ○新規常勤雇用者 ・新設の場合 5人以上 ・増設の場合 3人以上 ●条件2 ○新増設または事業拡大する者であって、単年度あたりの新規常勤雇用者数が 20 人以上	用地取得助成金 ○補助率 50% ○限度額 1 億円 (工業団地以外の用地を取得する場合は指定要件の雇用人数に2人以上を加算、1 平方メートルあたり単価上限 6,750 円) 雇用奨励金 ○新規常勤従業員および処遇改善による期間の定めのない雇用増1人につき、年額 30 万円、3 年間 (横手市に住所をおき、かつ、雇用から 1 年を経過した者) 環境整備推進奨励金 周辺住環境に配慮して実施した措置に係る経費の一部を助成 ○操業開始日より 3 年以内に1度限り、30% ○限度額 500 万円 雪対策奨励金 工場敷地内の除雪対策に係る経費の一部を助成 ○除雪機器購入等 50% (限度額 500 万円、3年以内に 1 度限り) ○融雪経費や除雪業者への委託費等 50% ○限度額 年間 300 万円、3年間

横手市補助金等交付要綱(BIG プロジェクト支援事業補助金)	R2.4	○市内に新規立地した企業であって、投資額(土地代及び消費税を除く)が1億円を超え、かつ、新規正規雇用が5人以上	○対象投資額の 10%、限度額 5,000 万円 (3年間の一連の投資に対して1度限り)
		○市内の既存企業等であって、投資額(土地代及び消費税を除く)が5億円を超え、かつ、新規正規雇用が10人以上	○対象投資額の 5%、限度額 5,000 万円 (3年間の一連の投資に対して1度限り)
		○市内に新規立地した企業又は市内の既存企業等であって、投資額(土地代及び消費税を除く)が30億円を超え、かつ、新規正規雇用が30人以上	○対象投資額の 10%、限度額 3億円 (3年間の一連の投資に対して1度限り)
横手市補助金等交付要綱(IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成金)	H26.4	○新規立地又は既存事業の増設等拡大を行い、かつ、3人以上の新規雇用(期間の定めのない者に限る) 【特認】 ○5年間の合計で30人以上の新規雇用(期間の定めのない者に限る)を行う計画を有し、かつ、毎年6人以上の新規雇用(期間の定めのない者に限る)	雇用に係る経費の一部助成 ○新規雇用1年経過後、1人につき30万円 (市に住所を有する者に限る、1回限り)
			従業員家賃に係る経費の一部助成 ○1人1月につき15,000円以内 (市外からの転入者に限る、要件適用後2年間)
			事務所取得に係る経費の一部助成 ○対象経費の30%、限度額1,500万円 (3年以内、1件限り、市内物件に限る)
			事務所賃借に係る経費の一部助成 ○対象経費の30%、限度額5,000円/坪・月 かつ、300万円/年 (要件適用後5年間)
			通信に係る経費の一部助成 ○対象経費の50%、限度額200万円 (要件適用後5年間)
			【特認に限る】研修期間に係る費用の一部助成 ○研修期間に係る給与等の30%、限度額20万円/人 (雇用形態は問わず、2か月分を上限、市に住所を有する者に限る、1回限り)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1,900万円以上	5人以上 (市内企業は3人以上)	課税免除	固定資産税	3年間
土地を除く固定資産の取得価額が次のいずれかに該当 ① 大企業(みなし大企業を含む) 10億円超 ② 中小企業 5億円超 ③ ②のうち、立地済み企業 3億円超 ④ ②のうち、市内に本社がある企業 1億円超	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大館市工場等設置促進条例	S61.6	【要件】 大館市内に工場・研究施設等を新增設した場合で、次のいずれかに該当するもの ●対象1 次のいずれにも該当 ① 土地を除く固定資産(建物、設備など)の取得価額 1,900万円超 ② 新規常用雇用 5人以上(市内企業は3人以上) ●対象2 土地を除く固定資産の取得価額が次のいずれかに該当 ① 大企業(みなし大企業を含む) 10億円超 ② 中小企業 5億円超 ③ ②のうち、立地済み企業 3億円超 ④ ②のうち、市内に本社がある企業 1億円超 ●対象3 秋田県が誘致企業として認定したもの	操業開始時支援金 ○新規雇用従業員1人につき10万円(限度額500万円)
	H13.6		雇用奨励金 ○10人を超える新規雇用地元従業員1人につき10万円(3年以内)
	H23.6		障害者雇用奨励金 ○操業開始から2年以上継続して雇用1人につき10万円
	H25.3		福利厚生施設・除雪設備等助成金 ○対象経費の1/3 (3年以内、限度額1,000万円)
R6.9)		緑地等環境保全施設助成金 ○工場敷地の25%以上に緑地等を設置 対象経費の1/3(限度額200万円)	

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(令和8年3月末日まで) 2,300 超	新設の場合 なし 増設の場合 1	課税免除	固定資産税	操業翌年度から5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
男鹿市商工業振興促進条例	H17.3 (改正 H21.6) (改正 H29.9) (改正 R5.12.22)	①令和8年3月末日までに工場を新增設するもの ②(増設の場合)新規雇用従業員(常勤)のうち市内に住所を有する者が1人以上 ③投下固定資産総額 2,300 万円超	○雇用奨励金 市内に住所を有する常勤の従業員1人につき年額 30 万円 (限度額3年間で 4,500 万円) ○施設整備費補助金 補助率変動制 取得価額 1億円まで 30/100 1億円を超えて2億円まで 25/100 2億円を超えて3億円まで 20/100 3億円を超える額 10/100 限度額 1 億 5,000 万円 (土地+建物)

男鹿市に立地する企業をサポートします。

https://www.city.oga.akita.jp/living_information/shigoto_sangyo/kigyoritchi/1600.html

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場の新増設 2,000 万円以上超 ソフトウェア事業所、研究施設及び特認施設の新増設 2 億円超	工場等、ソフトウェア事業所、研究施設 新 設 20 増 設 10 特認施設 新 設 10 増 設 5	課税免除	固定資産税	3～5年間
製造業又は旅館業 500 万円以上 (資本金により投資額が変動) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
特定業務施設(本社機能)の東京23区内からの移転または地方にある本社機能の拡充 ※地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者	—	不均一課税 ※適用税率 ①移転型 1 年目 0% 2 年目 0.35% 3 年目 0.7 % ②拡充型 1 年目 0 % 2 年目 0.467% 3 年目 0.933%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湯沢市工業等振興条例	H17.3	○工場等(工場、ソフトウェア事業所、研究施設)及び特認施設(運輸業、卸売業及びサービス業のうち特に工業の振興に資すると認めた施設)の新増設で、次の要件を具備するもの(1、4及び2又は3の要件を具備し、特に必要と認めた場合はこの限りではない) 1.新設 用地取得面積 3,000 m ² 以上 増設 用地取得面積 2,000 m ² 以上(ただし、同一敷地内の増設にあつては、2,000 m ² 以上の遊休地がある場合を除く) 2.工場等 操業開始日まで新規雇用が新設は20人(増設は10人)以上 特認施設 操業開始日まで新規雇用が新設は10人(増設は5人)以上(期限付臨時雇用者、季節従業員、パートタイマー等を除く) 3.工場:固定資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号に掲げるものに限る)の取得価格の合計額が、2,000万円を超える新増設 ソフトウェア事業所、研究施設及び特認施設:直接事業に供する土地建物、付属設備等の固定資産に係る設備投資額が2億円を超える新増設	用地取得補助金 ○用地取得額の50% (上限5,000万円)

		4.用地取得後、1年以内に工場等の建設に着手	
ふるさと企業振興補助金	H31.3	【操業環境整備事業】 生産規模拡大等により、操業環境改善に係る 300 万円以上の設備更新(浄化槽については、新規設置を含む)を行う市内中小企業 (条件)過去3年間、常用雇用者数を維持又は増加、常用雇用者数 10 人以上 ※浄化槽の新規設置については、湯沢市工業等振興条例の奨励措置適用事業所も対象とする	操業環境整備に係る設備の取得費の 30%(上限 5,000 万円)
		【立地環境整備事業】 成沢工業団地に直接事業の用に供する工場等を建設する湯沢市工業等振興条例の奨励措置適用事業所	基礎杭工事又は地盤改良工事に要する経費の 2/3 (上限 5,000 万円)
		～操業後の支援～ 【設備投資事業】 中小企業等経営強化法の規定により市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき設備等を導入する事業者 【省エネルギー設備導入事業】 省エネルギー診断に基づき、温室効果ガス排出量の削減に寄与する設備を導入、改修工事を行う事業者 【自家消費型発電設備等導入事業】 省エネルギー診断に基づき、自家消費のため太陽光発電設備、蓄電設備を導入する事業者 【資格取得支援事業】 従業員の人材育成のため、計画的に資格取得、技能検定を行う事業者 ①教育訓練給付制度において厚生労働省が指定する講座 ②労働安全衛生法による免許、技能講習、等 ③職業能力開発促進法の技能講習、検定、等 ④道路交通法の第一種運転免許(大型、中型、けん引、大型特殊に限る)及び第二種運転免許	1/2(上限 200 万円) 30%(上限 100 万円) 電力量 kW・kWh 当たり 5 万円(上限 500 万円) 従業員1人当たり 1/2(上限 10 万円/従業員 1 人、上限 30 万円/1 事業所)
情報関連企業誘致促進補助金	R7.3	市内に新たに本社又は事業所を設置する情報関連事業を営む市外の中小企業で、次の要件を満たす者。 1.操業開始後1年以内に、新たに雇用した常用雇用者の人数が5人に達し、かつ、自己都合による退職等の特別な事情があった場合を除き、当該人数に達した日から操業開始日以後3年を経過するまで継続してその人数以上であること。 2.指定申請日から1年以内に操業を開始すること。 ※情報関連事業…日本標準産業分類の大分類G情報通信企業のうち情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業又は映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業)に属する事業	新たな事業所の開設に係る事業に要する経費のうち拠点費(事業所取得費、内外装設備改修費、看板設置等工事費)及び備品費(機械器具等購入費)の 1/2(上限 1,500 万円)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鹿角市企業立地促進条例	H17.4 (改正 R5.3)	○新設の場合 鹿角市に住所を有する従業員を新たに5人以上 (情報サービス業及び新産業に属する企業の場合は2名以上)雇用 ○増設・移設の場合 鹿角市に住所を有する従業員を新たに2人以上雇用	以下の助成金を、限度額1億 5,000 万円で、複数回の助成可
			施設整備助成金 a 投下固定資産の 10%<20%> b 土地及び建物賃借料の 100% (操業開始から5年間、4年目・5年目は 50%) c 設備機器リース料の 30%<50%> (操業開始から3年間) ※上記く >内はあきた企業立地促進助成事業の補助対象企業の要件に合致する事業主に適用される値。
			工場団地取得助成金 鹿角工業団地取得額の 10%
			地元雇用助成金 鹿角市に住所を有する新規雇用従業員1人につき 30 万円 (操業後3年間の純年増分)
			環境整備助成金 a 除雪対策に係る経費の 50% (操業開始から冬期間3期) (事業所を新設する場合のみ) b 通信回線使用料に係る経費の 50% (操業開始から3年間) (事業所を新設する場合のみ)
			再生可能エネルギー施設等整備助成金 再生可能エネルギーや省エネルギー施設等の整備に係る経費の 50%を助成 (事業所を新設する場合のみ)
			事業高度化、新分野進出に対する助成 企業が行う設備投資が事業高度化に資するとき、又は企業が行う新分野への進出が産業の振興に資するものと認められる場合、以下の費用を助成 A 投下固定資産の 30% B 移送費の 50% (年度限度額 上記 AB の合算で 1,000 万円) 助成金の累計額が1億円を超える場合は1人以上の新規雇用を要件とする。ただし、平成 30 年度までの時限措置。

05210
秋田県
由利本荘市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 500	新增設 5 (中小企業3)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
由利本荘市工場等立 地促進条例	H2.4 (改正 H17.3) (改正 H24.1) (改正 H28.1) (改正 R3.4) (改正 R6.12)	工場の新増設 ①投下固定資本総額 500 万円(資本金の額 等が5,000 万円を超え1億円以下である法人が 行うものにあつては1,000 万円、1億円を超える 法人が行うものにあつては2,000 万円) 以上 ※情報通信関連事業所(コールセンター含 む)、研究施設、流通関連施設、新エネルギー 関連施設、宿泊施設は500 万円以上 ②新規雇用従業員数 5 人以上 (中小企業は3 人以上)	雇用奨励金 ○従業員1人当たり10 万円 (限度額3年間で3,000 万円) ※障がい者雇用についても別途奨励金 あり
			用地取得助成金 ○用地の取得価額の30% (限度額1 億万円) ※①条例第3 条3 項に該当するもの、 ②用地面積:2,000 m ² 以上、建築延面 積:1,000 m ² 以上、③用地取得後3 年以 内に操業開始
			福利厚生施設等助成金 ○対象経費の1/3 (3年以内、1,000 万円限度)

詳しくはこちら: 由利本荘市の誘致(立地)企業に対する支援

<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1001504/1002134/1003487.html>

05211

秋田県

潟上市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	5,000	新設	10	課税免除
増設	3,000	増設	5	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
潟上市工場等設置 奨励条例	H17.3 (改 正 H28.5 改正 R2.3 改正 R4.4)	1.工場の新設 ①投下固定資産 5,000万円以上 ②常時雇用者 10人以上 2.工場の新増設 ①投下固定資産 3,000万円以上 ②常時雇用者 5人以上	1.雇用奨励金 ○常時雇用者の内、市内に住所を有するもの1人につき10万円/年 ○限度額 500万円(1工場、3年間合計) 2.用地取得助成金 ○潟上市内に用地取得(5,000㎡以上)に対する助成 新設:20% 増設:10% 限度額 3,000万円 本社機能移転を伴う場合 新設:30% 増設:20% 限度額 5,000万円 3.設備投資助成金 ○工場等の新増設に伴う設備投資(建物・建物付属設備・機械装置・外構工事及び駐車場整備工事)に対する助成金 新設:20% 増設:10% 限度額 3,000万円 本社機能移転を伴う場合 新設:30% 増設:20% 限度額 5,000万円

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,000万円を超える設備投資額	新設 新規雇用5人 増設 新規雇用2人 (いずれも研究施設については雇 用者の制限なし)	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大仙市情報関連産業集積事業費補助金交付要綱	H30.12	【業 種】 情報通信業、技術サービス業など 【雇 用】 (原則大仙市民に限るが、新設の場合、市外からの転籍で大仙市に移住した者を含めることができる) 新設の場合:5名以上 / 増設の場合:2名以上 ※次に掲げる「大仙市情報関連産業集積事業費補助金(スモールスタート型)」操業から2年以内の企業を含む。	①初期経費(事務所設置費・整備費、機械設備購入費) 補助率 20%又は 30%、上限額 事務所設置費・整備費 1,000万円、機械設備購入費 500万円 ②継続経費(事務所賃借料、機械設備賃借料) 補助率 20%、上限額 600万円/年、3年間 ③年間補助上限額 2,000万円
大仙市情報関連産業集積事業費補助金交付要綱【スモールスタート型】	R6.4	【業 種】 情報通信業、技術サービス業など 【雇 用】 (原則大仙市民に限るが、新設の場合、市外からの転籍で大仙市に移住した者を含めることができる) 新設の場合:2名以上かつ秋田県の地域最低賃金の1.5倍の給与を支払うもの ※操業開始日以後3年間継続して、雇用した人数以上を維持すること。	①初期経費(事務所設置費・整備費、機械設備購入費) 補助率 10%又は 20%、各上限額 50万円 ②継続経費(事務所賃借料、機械設備賃借料) 補助率 20%、上限額 50万円/年または、上限額 30万円/年
大仙市工場等用地取得等助成金交付要綱	H29.4	【対象業種】 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、研究施設、木質バイオマス発電所、コールセンター業 【事業所要件】 ① 用地面積 2,500㎡以上 ② 雇用要件(原則大仙市民に限るが、新規誘致企業の場合、市外からの転籍で大仙市に移住した者を含めることができる) ・新規誘致企業 5名以上の新規常用雇用 ・増設・移設 2名以上の新規常用雇用 【補助対象経費の上限】 8,200円/㎡	【補助金額】 (上限1億円) ①取得の場合 新設 取得額の50% (10,000㎡以上) 取得額の30% (10,000㎡未満) 増設 20% 移設 5% ②借地の場合 新規・増設・移設の区分により 借地料の20%を1~3年間助成
大仙市工場等建物・設備等取得支援補助金交付要綱	R2.4	【対象業種】 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、研究施設、木質バイオマス発電所、コールセンター業 【事業所要件】	【補助金額】 ①新規誘致企業 補助対象経費の30%(上限1億円)

		<p>①費用 新規誘致企業 5,000 万円超 増設企業・移設等企業 3,000 万円超</p> <p>②雇用要件(原則大仙市民に限るが、新規誘致企業の場合、市外からの転籍で大仙市に移住した者を含めることができる) 新規誘致企業 5 名以上の新規常用雇用 増設・移設等企業 5 名以上の新規常用雇用又は新規常用雇用 2 人以上かつ 2.5%以上の賃上げ又は申請時点での雇用人数を維持し、かつ 5%の賃上げ</p>	<p>②増設企業 補助対象経費の 10%(上限 1 億円)</p> <p>③移設等企業 補助対象経費の 5%(上限 1 億円) 「あきた企業立地促進助成事業補助金」に申請する投資は 補助率を+5%</p>
大仙市企業雪対策支援補助金交付要綱	R2.4	<p>【対象業種】 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、研究施設、木質バイオマス発電所、コールセンター業</p> <p>【事業所要件】 ①工業等振興条例の指定を受けた事業所であること ②新規誘致企業であること</p>	<p>【対象経費】 除雪機械の購入、消融雪設備の新設・更新、除雪業務の委託にかかる経費</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の 50% 上限 300 万円を3年間補助</p>
工業等振興雇用奨励金	R6.4	<p>【事業所要件】 工業等振興条例の指定を受けた事業所であること</p> <p>【被雇用者要件】 ①正規雇用労働者として新規に雇用された者 ②雇用された日における年齢が満 65 歳未満の者 ③雇用された日から起算して、1 年以上継続して大仙市に住所を有する者 ④雇用された日から起算して、1 年以上継続して会社等に勤務する者 ⑤条例第 8 条に規定する雇用人数の要件を満たすため、条例指定の日の前年度から条例指定の日の前日までに雇用された者又は条例指定の日から 3 年以内に雇用された者</p>	<p>【奨励金】 新卒者等の区分に関わらず一律 1 名につき 30 万円</p>

05213
秋田県
北秋田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新 設	3,000	課税免除	固定資産税	5年間
増 設	1,000			
ソフトウェア事業所、コールセンター、研	—			
究所の新增設	100			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
北秋田市産業振興 促進条例	H17.3 (改正 H20.7) (改正 H28.3) (改正 R3.3) (改正 R6.3)	1.工場等の新設 投下固定資産総額 3,000 万円以上 2.工場等の増設 投下固定資産総額 1,000 万円以上 3.工場等の事業集約 投下固定資産総額 2,000 万円以上 4.工場等の移設 投下固定資産総額 3,000 万円以上 5.ソフトウェア事業所、コールセンター、研究 所の新增設 投下固定資産総額 100 万円以上	雇用奨励金(3年間) ○雇用人1人につき30万円 (操業の日から3年以内に市に住所を有 する常時雇用人で1年以上雇用した場 合) ○1企業につき年間1,500万円限度
			資格取得奨励金 ○ISO認定取得に係る経費の20% ○1企業につき500万円限度
			緑地等環境保全施設助成金 ○工場敷地の25%以上の面積に緑地 等環境保全施設を設置した場合、直接 経費の1/3を交付 ○1企業につき300万円限度
			移設整備助成金 ○移設した施設及び設備で、固定資産 税納付額の範囲内で交付 ○1企業につき、100万円
			固定資産取得経費助成金 ○新設又は増設した施設及び設備にか かる経費の10%を交付 ○1企業につき10,000万円限度
			雪対策奨励金 ○工場等の新設に対し、敷地内の雪対 策にかかる除雪機の購入、消融雪施設 等の設置に要した経費の50%を交付。 ○1企業につき500万円限度
			土地取得費助成金 ○工場等の新設及び増設のため、土地 取得に要した経費の50%を交付 ○1企業につき2,500万円限度
			事業所賃借料助成金 ○当該事業にかかる土地及び建物の賃 借料の50%を5年間交付 ○1企業につき年間500万円限度

北秋田市雇用促進 交付金	H27.4 (改正 H29.1)	1.市内で法人格を有する既存・新規事業者 正規雇用者 1人以上 2. 北秋田市産業振興促進条例による雇用奨 励金の交付対象となる者は除く	雇用促進交付金(3年間) ○雇用者1人につき10万円 ※前年度末正規雇用者数を超える雇用 をした場合、当該正規雇用者1人につき 交付
-----------------	------------------------	---	--

05214
秋田県
にかほ市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)					
新設・増設	1,000	新 設	5	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
にかほ市企業立地促進条例	H21.12 (改正 H26.4) (改正 R2.2.1) (改正 R5.4.1) (改正 R6.4.1)	工場の新増設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 投下固定資産取得総額 1,000 万円以上 ・ 操業時常時雇用従業員 5人以上(新設の場合) 	1.設備投資助成金 【新設】 投下固定資産(土地を除く)の取得額の 5%に相当する額とし、指定の日の属する年度1回限り。(上限額 2,500 万円) 【増設】 投下固定資産(土地を除く)の取得額の 5%に相当する額とし、指定の日の属する年度における 1 企業あたり助成回数 1 回、上限額は 500 万円とする。 ただし、にかほ市税条例(平成 17 年にかほ市条例第 57 号)第 31 条第 2 項表中ホに掲げる法人事業所のみ助成対象とする。

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 製造業または旅館業(下宿業を除く) ・資本金 5,000 万円以下 500 ・〃 5,000 万円超1億円以下 1,000 ・〃 1 億円超 2,000 情報サービス業等または 農林水産物等販売業 500	—	課税免除	固定資産税 (家屋、減価償却 資産、土地)	3年間
地域未来投資促進法に基づき企業立地計 画の承認を受けた事業者 新增設 製造業等 10,000 農林漁業関連業種 5,000	—	課税免除	固定資産税 (家屋(構築物含 む)・土地)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
仙北市企業立地促進条例	H18.3	○製造業・情報通信業・運輸業・卸売業・宿泊業・サービス業の一部や市長が特に認めた施設の新増設、移転及び建替え ①新設・建替え 投下固定資産額＝3,000 万円超・常時雇用者5人以上(うち市内居住6割以上)ただし、建替えの場合は、建替前の常時雇用書数を下回らないもの ②増設 投下固定資産額＝2,000 万円超・常時雇用者5人以上増(うち市内居住6割以上増) ③移設 投下固定資産額＝2,000 万円超・常時雇用者5人以上(うち市内居住6割以上)、ただし、移転前の人数を下回らないもの ※投資家による事業所設置でも該当	固定資産相当額奨励金 ※限度額 1 億円 ○固定資産税が課される年度から 10 年間、固定資産税相当額奨励金を交付(既存施設取得・建替えは5年) 用地取得助成金 ○2,000 m ² を超える部分の面積×(1 m ² 当たりの平均単価)×30%以内＝交付額 (限度額＝2,500 万円) 事業所用地借地助成金 ○市長が認めた契約内容で、契約額の 20%以内 (契約時から5年間)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
	資本金規模					
対象業種	5,000 万円 以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超	課税免除	固定資産税	3年間 (申請期間は R 9.3まで)
製造業	500 万円	1,000 万円 (※)				
旅館業	500 万円	1,000 万円 (※)	2,000 万円 (※)			
農林水産物等販売業	500 万円	500 万円(※)				
情報サービス業等	500 万円	500 万円(※)				
農業用施設	500 万円	1,000 万円 (※)	2,000 万円 (※)			
研究施設	500 万円	1,000 万円 (※)	2,000 万円 (※)			
振興業種	500 万円	1,000 万円 (※)	2,000 万円 (※)			

※法人新增設分のみ

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小坂町産業振興 促進条例	H25.4 (R9.3 まで)	○工場等の新增設 ①本町産業の振興及び雇用の促進 に資するものであること。 ②新規雇用従業員の増加が見込ま れるものであること。 ③工場等の立地にあたって、投下固 定資産総額が 2,700 万円を超える ものであること。	○雇用奨励金 新たに雇用された従業員のうち、小坂町内に住所を 有し、かつ、6箇月以上継続して雇用している従業 員1人につき、当該各号に定める金額を乗じて得た額 の合計額。 ①新卒者又は町内転入者 30 万円 ②短時間労働者 10 万円 ③前各号に規定する者以外の者 15 万円 (3箇年度で 500 万円を限度) ○施設整備費補助金 ①設備投資額の 10%に相当する額。 ②当該事業の用に供する建物、機械設備又はその 建物の敷地である土地の賃借料の合計額の 20% に相当する額。 (3箇年度で 3,000 万円を限度)

05327
秋田県
上小阿仁村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上小阿仁村企業立地促進資金貸付要綱	S60.6	<ul style="list-style-type: none"> ○村外企業又はその現地法人 ○常時雇用従業員数 50 人以上 ○工場の増設の場合、著しく増産をなし得るもの ○納税及び社会保険料等の納付状況が良好な企業 	融資 <ul style="list-style-type: none"> ○工場の新設に要する用地費及び設備資金 ○工場の増設に要する設備資金 ○貸付限度額 3,000 万円 ○貸付期間 10 年以内 (据置1年以内含む)
上小阿仁村工場誘致条例	S42.3 (改正 H29.3)	<ul style="list-style-type: none"> ○村内に工場を新設又は増設する者 ○新設の場合、投下固定資産総額 800 万円以上又は常時使用する工具数3人以上 ○増設の場合、その結果増産をなし得ると認められ、増設により増加した投下固定資産総額 800 万円以上又は常時使用する工具数3人以上増加 ○営業開始の日から3年の間に新規に従業員を雇用し、その者を継続して1年以上雇用 	工場誘致奨励金として、固定資産税相当分を賦課した年から 10 年間継続して交付する。 雇用促進奨励金として、1年間雇用した従業員1名につき 20 万円(村内居住従業員は 30 万円)を3年間交付する。(限度額 1,000 万円)
上小阿仁村工場新設並びに増設の奨励に関する条例	S44.11 施行 R03.03 改正	<ul style="list-style-type: none"> ○村内に工場を新設、又は既存工場を拡充した者 ○固定資産税相当額の交付 村内に工場を新設し、投下固定資産総額が 300 万円以上及び常時雇用従業員が 3 人以上のもの。 村内に工場を増設し、増加した投下固定資産総額が 200 万円以上及び常時雇用従業員が 1 人以上増加したもの。 ○雇用促進奨励金の交付 営業開始もしくは増設した日から 3 年の間に新規に従業員を雇用し、その者を継続して 1 年以上雇用した従業員の人数 	奨励金として固定資産税相当額を5年間交付する。 雇用促進奨励金として対象従業員 1 人につき年額 20 万円、村内居住の場合は年額 30 万円を3年間交付する。

05346

秋田県
藤里町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
藤里町工場誘致等奨励条例	S44.6 (改正 H29.3)	○投下固定資産額 新增設 1,000 万円を超える 従業員増 4 人を超える	奨励金 ○固定資産税の範囲内(5年間) ※土地を除く
藤里町広域連携雇用奨励金交付要綱	H30.3	○投下固定資産額 新增設 3,000 万円を超える 新規雇用 6 人以上	奨励金 ○雇用奨励金(3年間) 新設 10 万円(上限 50 万円) 増設 5 万円(上限 25 万円)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,800万円超	雇用者15人超	課税免除	固定資産	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三種町工場誘致等奨励条例	H18.3	○工場の新増設 ①投下固定資産(土地を除く) 1,000万円超 ②町内雇用者5人超	奨励金 ○固定資産税相当額の範囲(土地を除く) ○期間 5年間
三種町地域雇用創出推進事業補助金交付要綱の工場誘致等奨励事業	H26.10	○土地取得(当該土地取得後、1年以内に工場等の建設に着手したときに交付) ○社員の新規雇用	用地取得助成金 ○町内に2,000㎡を超える土地を取得(土地造成含む) ○取得価格の1/3助成 ○1事業所3千万円限度 雇用助成金(1人3年間限度) ○町内に住所を有する新卒者、転入者及び35歳未満の離職者 1人年額36万円 ○町内に住所を有する35歳以上の離職者の正規社員 1人年額24万円 ○町内に住所を有する非正規社員 1人年額12万円
三種町地域雇用創出推進事業補助金交付要綱の新規進出・起業・異業種参入支援事業	H27.4	○新規進出 ○新規起業 ○異業種部門参入	町内に新たに事業所を開設又は異業種部門に参入するために必要な設備工事、機械器具、備品の購入に要する経費 ○補助率 対象事業費の30% ○限度額 200万円 ○対象事業費 50万円以上 ただし、機械器具、備品の場合は単価3万円以上で事業費が50万円以上
三種町資格取得支援事業	H28.4	○仕事に必要な資格取得に対する助成金	○対象資格 国家資格・国家検定等 ○補助対象経費の1/2以内の額 ○上限額 10万円

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
「八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」で指定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税を、下記の事業区分と取得価格に応じて免除する。 (1) 製造業又は旅館業 500 万円(資本金の額等が、5,000 万円を超え 1 億円以下である法人が行うものにあつては 1,000 万円、1 億円を超える法人が行うものにあつては 2,000 万円) (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
八峰町産業振興促進条例	H24.3	1.工場、旅館、農林水産業用施設、研究施設及び新産業に属する事業所の立地(新設、増設) ①本町産業の振興及び雇用の促進に資するものであること ②常時雇用者のうち町内在住者が5年以内に3人以上となること ③投下固定資産が 900 万円を超えるものであること	(1)雇用奨励金の交付 ・常時雇用者(年額) 1名あたり20万円 ※上限 500 万円 ※3年間交付 (2)施設整備費補助金の交付 創業後6ヵ月を経過する日までの設備投資額 10%に相当する額(1 千万円以内) ただし、操業開始後 1 年以内 1 回とする

05361
秋田県
五城目町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資産総額(万円以上)	従業員(人以上)					
新 設	1,000	新 設	10	課税免除	固定資産税	3年間
増 設	500	増 設	6			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
五城目町企業振興条例	H3.3	1. 事業所の新設 ①投下固定資産総額 1,000 万円以上 ②常時雇用従業員 10 人以上	用地取得助成金 ○2,000 ㎡を超える部分の面積に、1 ㎡当たり1万円を超えた金額に 50%を乗じて得た額 (限度額 1,000 万円)
		2. 事業所の増設 ①投下固定資産総額 500 万円以上 ②常時雇用従業員の増加 6人以上	雇用奨励金 ○常時雇用従業員のうち、新規地元学卒者及び転入者1人につき年額5万円 (適用期間:2年間、限度額 500 万円)
		○常時雇用従業員 10 人以上又は町内居住常時雇用従業員5人以上	福利厚生施設等助成金 ○食堂、売店、体育施設などの福利厚生施設設置・購入経費の 1/3 (限度額 500 万円)

05363
秋田県
八郎潟町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業誘致促進条例	H21.7	事業所の新設・増設に伴うもの ○新設 投下固定資産額 700 万円以上 従業員 5人以上 ○増設 投下固定資産額 350 万円以上 従業員 3人以上 ○賃貸 町内に事業所を新設する者 従業員 3人以上	事業所施設設置助成 ○固定資産税相当額 (5年間、上限 500 万円) ○賃貸物件の場合、賃貸料の1/2 相当額 (5年間、年間上限 50 万円) ○新たに採用された常時従業員の数に 20 万円を乗じて得た額 (1年間、上限 200 万円) ○投下固定資産として取得した土地に係る 借入金の利子の 1/2 相当額 (5年間、上限 100 万円) ○投下固定資産として取得した土地に町が 課する下水道受益者負担金相当額 ○常時従業員について労働安全衛生法第 66 条及び労働安全衛生規則第 44 条に基 づく定期健康診断を実施した場合の受診費 の全額 (5年間)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	3,000	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
井川町商工業振興条例	S63.12 (改正 H18.3)	<p>工場の新設 ○投下固定資本総額が3,000万円以上又は常時雇用者が20人以上</p> <p>工場の増設 ○投下固定資本総額が2,000万円以上又は常時雇用者の増加が20人以上</p> <p>工場以外の事業所の新設 ○投下固定資産総額が3,000万円以上又は常時雇用者の増加が5人以上</p> <p>工場以外の事業所の増設 ○投下固定資産総額が2,000万円以上又は常時雇用者の増加が5人以上</p>	<p>奨励金</p> <p>工場の新増設 ○固定資産税相当額から土地分を除いた額(増設の場合はその増設分)が1年目は全額を、2年目は3/4を、3年目以降は2/4を限度として町長が定める額。</p> <p>○事業開始から3年間</p> <p>工場以外の事業所の新増設 ○固定資産税相当額から土地分を除いた額(増設の場合はその増設分)が1年目は全額を、2年目は3/4を、3年目以降は2/4を限度として町長が定める額。</p> <p>又は増加した常用雇用者のうち、町内に住所を有するもの1人について10万円を限度として町長が定める額。</p> <p>○事業開始から3年間</p>

05368
秋田県
大潟村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
◎製造業・旅館業 (事業者の規模, 取得価格) ・個人事業主・1,000 万円以下 ⇒500 万円以上 ・1,000 万円超 5,000 万円以下 ⇒1,000 万円以上 ・5,000 万円超 ⇒2,000 万円以上 ◎農産物等販売業 等 ⇒500 万円以上 ※「大潟村産業振促進計画」に適合 する旨の村長の確認を受けた者	—	不均一課税 ※適用税率 1 年目 0.14% 2 年目 0.35% 3 年目 0.7 %	固定資産税 (家屋, 償却資 産、土地)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大潟村企業誘致促進条例	平成 20 年 9 月	村内に工場等を新設する者	固定資産税相当額の奨励金交付 (原則3年間) 企業誘致用地(村有地)無償貸し付け (10 年間 延長可)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、旅館業の新設・増設 ・事業者規模(資本金) ⇒投下金額 ・5,000万円以下 ⇒500万円以上 ・5,000万円超1億円以下 ⇒1,000万円以上 ・1億円超 ⇒2,000万円以上 情報サービス業等、農林水産物等販売業の新設・増設 ・事業者規模に限らず取得価格が500万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美郷町企業誘致条例	H16.11 (改正 R6.3)	1. 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は農業林業の新設 ①投下固定資産額 2,000万円超 ②常時雇用者数 5人以上 2. 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は農業林業の増設 ①投下固定資産額 2,000万円超 ②常時雇用者数 3人以上増加 3. 観光、レジャー産業施設の新設 ①投下固定資産額 5,000万円超 ②常時雇用者数 5人以上増加 4. 観光、レジャー産業施設の増設 ①投下固定資産額 2,500万円超 ②常時雇用者数 3人以上増加	奨励金 ○固定資産税の課税相当額(5年間) 町内居住者常時雇用奨励金 ○5人を超える町内居住者常時雇用者1人当たり5万円(限度額2年間で500万円)
美郷町商工業振興奨励金交付要綱	H22.3 (改正 R5.4)	建設業、製造業、情報通信業、卸小売業、飲食店、宿泊業、サービス業の①新設・増設(投下固定資産額100万円以上、町内居住者常時雇用者が1人以上)②機械装置整備(投下固定資産額150万円以上)	奨励金 ①固定資産税の課税相当額(3年間) ②・令和5年3月31日までに整備した場合 固定資産税の課税相当額(3年間) ・令和5年4月1日以降に整備した場合 固定資産税の課税相当額の2分の1(3年間) ※令和6年3月31日までに取得し、整備年度内に町内居住者常時雇用者が1人以上該当する場合は、固定資産税の課税相当額の3分の2(5年間) ※令和7年3月31日までに取得し、整備年度内に町内居住者常時雇用者が1

			人以上該当する場合は、固定資産税の課税相当額の3分の2(4年間)
--	--	--	----------------------------------

05463
秋田県
羽後町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の新設・増設	500	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
羽後町商工業振興条例	H18.4	○新設 固定資産取得総額 500 万円以上 常用雇用従業員 5人以上	工場設置助成金 ○固定資産税相当額(5年間)
		○増設 固定資産取得総額 300 万円以上 ○工場の新設・増設に供した土地で、取得面積が 500 ㎡以上	用地取得助成金 ○固定資産税相当額(5年間)
	H24.4 改正	○現に町内で5人以上 17 人未満の従業員を雇用している事業者で積雪又は除雪の対策をする場合	寒冷地経費助成金 ○1事業所当たり5万円
		○現に町内で 17 人以上の従業員を雇用している事業所で積雪又は除雪の対策をする場合	1 事業所当たり従業員 1 人につき3千円を乗じて得た額
R4.4 改正	○町内の法人、個人又は団体であって新たに町内で事業を展開する場合	新事業展開助成金 ○事業に要する経費の1/2以内で限度額 50 万円	

05464
秋田県
東成瀬村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東成瀬村工場誘致条例	S48.3	○新設 投下固定資本額 500 万円以上、従業員 20 人以上 ○増設 投下固定資本額 300 万円以上、従業員 20 人以上	奨励金 ○固定資産税額の範囲内(3年間)